

新潟市区自治協議会のあり方検討委員会開催要綱

(目的)

第1条 新潟市区自治協議会のこれまでの活動を振り返り、課題等の整理を行ったうえで、今後のあり方を検討することを目的として、新潟市区自治協議会のあり方検討委員会(以下「検討委員会」という。)を開催する。

(委員構成)

第2条 検討委員会は、委員15名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 新潟市区自治協議会会長経験者
- (2) 有識者
- (3) 公募による者

3 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。ただし、必要に応じて延長することができる。

(座長及び座長代理)

第3条 検討委員会の座長は、委員の中から各委員の承認を得て充てる。

2 座長は、検討委員会の進行を務める。

3 座長が不在のときは、座長の指名する者がその職務を代行する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、市長が招集する。

2 会議は、原則公開とする。ただし、新潟市情報公開条例(昭和61年新潟市条例第43号)第16条の規定により非公開とすることができる。

3 市長が必要と認めるときは、検討委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 検討委員会の事務局は、市民生活部市民協働課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月28日から施行する。